

遠隔地からの建設資材調達に係る特記仕様書

次の建設資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に発注者と協議するものとする。

1 対象建設資材

資材名	規格	調達地域等（調達地区番号）
クラッシャーラン	C-30、C-40	【例】松山(15)、松山(16)
再生クラッシャーラン	RC-30、RC-40	
粒度調整砕石	M-25	
再生粒度調整砕石	RM-25	
割栗石	50-100mm、150-200mm	
間知ブロック	控 35cm	
環境保全型ブロック	控 35cm	【例】今治(8)

※調達地域等：愛媛県土木工事設計資材単価表「材料単価 地区割表」参照
URL:https://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/gi_jyutu/kouhyoutanka_shizai.html

2 事前協議

受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する輸送費や購入費用に係る設計変更を請求しようとする場合は、事前に以下の内容を記載した「工事打合簿」により、発注者と協議しなければならない。

- ① 遠隔地から調達する資材の名称・規格、製造・生産工場の名称及び予定納期
- ② 遠隔地から資材を調達せざるを得ない状況の証明資料

※ 調達地域内の出荷可能な工場等へ注文した際の、注文先からの辞退の意思表示が確認できる資料。

なお、資料については、ファックス及び電子メールの印刷物でも可能とするが、以下の内容の確認できる資料とする。

- ・建設資材注文日（注文時の納品希望時期）及び辞退報告日（予定納期）
- ・ファックス及び電子メールの送受信先（受注者及び製造工場等）

- ③ その他、発注者が必要と認めた事項

また、記載事項に関する説明資料等の提出を発注者から求められた場合は、これに応じなければならない。

3 実績報告

受注者は、設計変更を請求する場合は、最終精算変更時点において「工事打合簿」に、事前協議で協議済の製造・生産工場からの納品が証明できる資料を発注者に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

なお、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更は行わない。